

建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

(建築物調査員資格者証)

第十二条の二

第1項 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

- 一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検（第三項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

第2項 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物調査員資格者証の交付を行わないことができる。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 次項（第二号を除く。）の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

第3項 国土交通大臣は、建築物調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その建築物調査員資格者証の返納を命ずることができる。

- 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 前項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 調査等に関して不誠実な行為をしたとき。
- 四 偽りその他不正の手段により建築物調査員資格者証の交付を受けたとき。

第4項 建築物調査員資格者証の交付の手續その他建築物調査員資格者証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(建築設備等検査員資格者証)

第十二条の三

第1項 建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。

第2項 建築設備等検査員が第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検（次項第一号において「検査等」という。）を行うことができる建築設備等の種類は、前項の建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定める。

第3項 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。

- 一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

第4項 前条第二項から第四項までの規定は、建築設備等検査員資格者証について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と、同条第三項第三号中「調査等」とあるのは「次条第二項に規定する検査等」と読み替えるものとする。